

生徒との連絡手段に関するガイドライン

(趣旨)

近年、電子メールやSNS等を介した生徒とのやり取りに端を発した事件・事故が多発している。こうした状況を踏まえ、本校における教員と生徒間の連絡手段に関するガイドラインを次のように定める。

(適用対象)

- 1 携帯電話・スマートフォン・パソコン等を利用した通話や電子メール
- 2 LINE・フェイスブック・ツイッター等のSNS
- 3 その他、教員と生徒間の個人的連絡を仲介するものすべて

(使用場面の限定)

- 1 クラス担任がクラスの生徒に対して発する場合
ただし、後日のHRにおいて口頭等で連絡できるものを除く
- 2 農業クラブ・部活動の顧問が担当する生徒に対して発する場合
ただし、後日の活動において口頭等で連絡できるものを除く
- 3 上記以外の場合、連絡をとる生徒の保護者がその事実について承諾している場合に限る
- 4 使用する時間帯は常識の範囲内とする

(内容の限定)

- 1 教員からの連絡は、予定や確認等の一方的事務連絡のみとし、相談等の双方向のやり取りは、学校において対面した上でおこなう
- 2 生徒からの連絡も、欠席等の事務連絡のみとし、それ以外は学校において対面した上でおこなう旨、生徒に説明する

(注意事項)

- 1 本ガイドラインの設定とその内容を生徒・保護者に伝え、理解と協力を求める
- 2 本ガイドラインの内容を常に検証し、改善が必要な場合は速やかに実施する
- 3 本ガイドラインは平成27年8月24日職員会議にて確認する